**平成２５年（フ）第４０８号**
堺市北区大豆塚町２丁７番地21
破産者　松田　浩二
1　決定年月日　平成25年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２５年（フ）第４４号**
北海道室蘭市緑町10番３号
破産者　喜尾　和弘
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２４年（フ）第７６号**
北海道北見市常盤町６丁目７番地１　マンションヤマモト105号
破産者　山本　貞子
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２５年（フ）第４７号**
埼玉県比企郡吉見町大字長谷1643番地345
破産者　河野眞由美
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２５年（フ）第５８号**
埼玉県羽生市南羽生２丁目12番地28
破産者　尾身　正志
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２５年（フ）第３９号**
神奈川県大和市林間１丁目18番12号　ＲＡＲＡ南林間201
破産者　小林　浩彦
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１３１号**
神奈川県横須賀市長沢２丁目26番１－Ｃ209号
破産者　亀山　　晃
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第３２２号**
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台３番４―306号
破産者　羽賀　詳子
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第３８９号**
横浜市神奈川区栄町６番地１　ヨコハマポートサイド　ロア壱番館1001号
破産者　中塚　敏久
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第５２６号**
神奈川県茅ヶ崎市赤松町７番21号　ジャパンビル102
破産者　佐々木信宏
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第６５４号**
横浜市泉区中田南５丁目60番13号
破産者　木村　蓉子
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第６９１号**
横浜市都筑区茅ケ崎中央13番16号　クレール１番館501
破産者　福谷　　勝
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第８４号**
滋賀県米原市梅ケ原865番地
破産者　伊藤　洋子
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２４年（フ）第２７７号**
兵庫県明石市魚住町長坂寺1352番地の５
破産者　川上　雅光
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２５年（フ）第１２号**
熊本県玉名郡長洲町大字宮野1001番地
破産者　平田　敏也
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

**平成２５年（フ）第３３号**
熊本県玉名市片諏訪227番地
破産者　東　　玲子
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

**平成２５年（フ）第３４号**
熊本県荒尾市八幡台１丁目21番16号
破産者　芥川　浩志
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

**平成２４年（フ）第４４号**
大分県杵築市山香町大字内河野1165番地２、申立前の住所大分県速見郡山香町大字内河野1165番地の２
破産者　箸尾　光正
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

**平成２５年（フ）第２３号**
宮崎市大字新名爪10番地５
破産者　桑畑　　純
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係